

令和4年11月11日

地域の皆さまへ

黒浜3号緑地の部分整備について

黒浜緑地につきましては、安心・安全の確保のため、整備事業の調整を行っておりますが、3号緑地のブルーシートによる斜面保護につきましては、安全面、その他の観点からも好ましい状態ではないため、部分整備を先行して行うことといたしました。

なお、緑地としての整備につきましては、アンケートや説明会などでいただいた意見をもとに検討し、進めてまいりたいと考えております。

○部分整備とは：

- ・斜面を安全な角度に整えること、斜面の表面を保護すること、雨水処理の設備を整えること、フェンス等の設置などとなります。

○部分整備の手順は：

- ・設計業者により、斜面を安全に成形するための計算等を行ったうえで、整備を進めてまいります。

○具体的な工事内容は：

- ・土砂崩れ等を防ぐため、斜面を安全な角度まで成形します。
- ・土砂の流失や風散を防止するため、斜面表面を保護します。
- ・台風や豪雨等に備えるため、雨水処理の設備を整えます。
- ・車道との分離のため、車止め（ガードレール等）を設置します。
- ・転落防止や侵入防止等のため、斜面との境界にはフェンス等を設置します。

【お問い合わせ】

〒349-0193

埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1

蓮田市 環境経済部 みどり環境課

電話：048-768-3111（代表）内線 223

F A X：048-765-1700

メール：kankyou@city.hasuda.lg.jp